



香港の人々に何ができるのか

アヘン戦争についてはいざれこのコラムに書きたいと思っているが、19世紀半ばころ、清朝がアヘン戦争に敗れ香港島と九龍半島をイギリスに割譲したところから話は始まる。月日は流れ1997年7月1日、中国は香港の主権を回復することとなるが、それ以前の1982年9月、中国の鄧小平氏はイギリスのサッチャー首相に対し、香港は中国の管理下にはあるが、外交と国防を除いて、その当時の香港における政治、経済制度など、大部分の法律を維持してもいいとのいわゆる「一国二制度」を提案した。その後、かかる内容を骨格とする中英共同宣言が1984年12月に両国間で調印され、さらに、1990年、全国人民代表大会(全人代)において、香港政府に行政管理権・立法権、独立した司法権及び終審権を付与し、その当時の資本主義制度と生活方式を2047年までの50年間にわたって維持する内容が規定された香港基本法を成立させた。

この香港基本法には言論の自由、報道の自由、「デモやストライキの権利なども規定され、最近までの香港

はその主権は中国に属しながらも、いわゆる西側諸国と同様に繁栄し、数多くの海外企業も集まり、国際金融セジターという立場を確固たるものにしてきた。

月日は流れ1997年7月1日、中国は香港の立法府を通さず、中

國本土の法律を直接的に香港に適用する形で香港国家安全維持法を常務委員会の全会一致で成立させて翌令和2年7月1日付けて施行したものである。その内容は、国家の分裂や政権の転覆、テロ活動、海外勢力と結びついて国家の安全に危害を加える行為を処罰するものであり、日本にも類似の法律はあるものの、この香港国家安全維持法と香港の他の法律とが矛盾する場合には、香港国家安全維持法が優先する旨も明記され、かつ、その実効性を維持するため、中国は治安維持機関として国家安全維持公署を新設し、中國本土から多数の官僚を導入する形を整えた。この法律が成立した当日、香港の民主派団体である「デモシスト」は解散する旨を発表し、「香港独立」を掲げた学生団体「学生動源」なども同日香港での活動を取り

止める旨を発表した。しかし、翌1日、「香港独立」と書かれた旗やプラカードを持っていた疑いで9名の市民が香港国家安全維持法違反で逮捕された。まさに精神的自由権の萎縮的効果があつて広がっていいく。

平成30年3月初旬、私は顧問先生の交渉案件のために香港を訪れたが、その際、香港在住の日本人スタッフに香港の現状を聞いたところ、言論統制が忍び寄ってきており香港を離れていく人も出始めていると聞いた。不思議なことではあるが、香港では外国籍の裁判官が多いと聞く。長年にわたって外国籍の裁判官が司法権の独立を支えてきたと思われるが、香港国家安全維持法違反の事案は、たとえ被疑者が中国本土に送還されなかつたとしても、審理する裁判官は香港行政長官が指名することとなつていているから、もはや公平な裁判は受けられないと思わざるを得ない。もちろん、この法律は外国人にも適用されることを考えると、これからは簡単に香港に行くことも少なくなるかも知れない。

国際社会は中国に対し、この香港問題のみならず、南シナ海問題やウルグル人権問題について非難している。中国は新疆ウイグル自治区で100万人以上のイスラム教徒を強制収容所に閉じ込め、ウイグル語での教育を禁止し、これに抵抗する者を殺害している。このウイグル人権問題につき、ドランプ大統領は、令和2年6月17日、ウイグル人弾圧に関与した中国当局者に制裁を科すウイグル人権法案に署名し米中対立が先鋭化している。南シナ海問題では、令和2年4月に周辺国との間で主権が争われているにも関わらず一方的に南シナ海に行政区を設置した。令和2年7月2日付日本経済新聞の記事によると、台湾海峡には台湾が常時監視する防空識別圏があるが、その領域に近年にないほど頻度で中国軍機がくり返し飛来している。日本ではあまり報道されていないが尖閣諸島に対する事実上の介入が日に日に増加している。日本から離れた島・香港に對して日本から何ができるのかを、尖閣諸島を含めて我が国を守るためにも考えてみる必要が大きいと思つていい。